



2022年7月26日

各 位

東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託株式会社
代表取締役社長 小林克満
(コード：1878 東証プライム・名証プレミア)

役員向け株式報酬制度の延長及び追加信託に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「取締役」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の継続及び追加信託をすることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、取締役の報酬と当社の業績および株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への取締役の貢献意識を高めるとともに取締役の株式保有を通じた株主との利害共有を強化することを目的として、本制度を継続いたします。
- (2) 本制度では、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を交付および給付（以下「交付等」といいます。）する役員向けの株式報酬制度です。
- (3) 本制度の継続にあたって、当社が既に設定している信託（以下「本信託」といいます。）の信託期間を延長します。

2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、連続する3事業年度を対象とし、役位や会社業績指標等の達成度に応じて、当社の取締役に役員報酬として、当社株式等の交付等を行う制度です（本制度の対象とする期間を以下、「対象期間」といいます。）。

なお、本信託は、当社株式等の交付等を対象期間終了後に行う「業績連動部分」と、取締役の退任時（死亡による退任を含みます。以下同じ。）に行う「非業績連動部分」から構成されます。「業績連

動部分」は当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への取締役の貢献意識を高めること、「非業績連動部分」は取締役の株式保有を通じた株主との利害共有の強化することを目的とします。

(2) 信託期間

① 延長後の信託期間

2022年9月1日（予定）から2025年8月31日（予定）までの約3年間とします。

② 本信託の継続

延長後の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、当社は延長された期間ごとに、株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与（下記(3)に定めます。）を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下あわせて「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を延長することがあります。

③ 本信託の終了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

延長後の信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に対しポイントの付与決定は行われません。ただし、「非業績連動部分」につき、当該時点で受益者要件を充足する可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役に交付等が行われる当社株式等の数

信託期間中、毎年所定の時期に以下の2種類のポイントが付与され、それぞれのポイントの累積値（以下「累積ポイント」といいます。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。なお、2種類のポイントの付与に際しては、ROE20%および配当性向50%の達成を条件とします。

① 業績連動部分にかかるポイント

役位を基準としたポイントで、対象期間の満了後に当社が中長期的に重視する会社業績指標（連結営業利益成長率等）の達成度等に応じ、当該対象期間に付与したかかるポイントの合計値の加減算を行うもの

② 非業績連動部分にかかるポイント

役位を基準としたポイント

なお、1ポイントは当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たりの交付等が行われる当社株式の数を調整します。

(4) 当社が本信託に拠出する信託金の上限及び取締役に對して付与するポイントの総数の上限

対象期間に、当社が本信託に拠出する信託金の上限額及び取締役に對して付与するポイントの総

数の上限は、以下のとおりです。

- ① 当社が本信託に拠出する信託金の上限額
1,900百万円^(※1)

※1 信託金の上限額は、取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

- ② 3事業年度あたりに取締役に対して付与するポイントの総数の上限
210,000ポイント^{(※2)(※3)}

※2 3事業年度あたりに取締役に対して付与するポイントの総数の上限は、上記の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定されています。

※3 対象期間の満了後に行う会社業績指標の達成度等による加算が最大値となる場合を前提とした上限です。

(5) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法

① 業績連動部分

業績連動部分に係る当社株式等の交付等の時期は対象期間終了後となります。

受益者要件を充足する取締役は、業績連動部分の累積ポイントの50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り上げ）の交付を本信託から受け、残りの累積ポイントに相当する株式数については本信託内で換価処分した上で換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとしします。

なお、対象期間終了後の当社株式等の交付等の時期までに取締役が在任のまま死亡した場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分した上で、当該取締役の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとしします。

また、対象期間終了後の当社株式等の交付等の時期までに取締役が国内非居住者となる場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分した上で、当該取締役が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとしします。

② 非業績連動部分

非業績連動部分に係る当社株式等の交付等の時期は取締役の退任時となります。

受益者要件を充足する取締役は、退任時までに付与された非業績連動部分の累積ポイントの50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り上げ）の交付を本信託から受け、残りの累積ポイントに相当する株式数については本信託内で換価処分した上で換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとしします。

なお、信託期間中に取締役が在任のまま死亡した場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分した上で、当該取締役の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとしします。

また、信託期間中に取締役が国内非居住者となる場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分した上で、当該取締役が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとしします。

(6) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、2022年8月に株式市場からの取得を予定しています。

なお、延長後の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、再度本信託を継続する場合には、株式の追加取得を行う際、当社（自己株式処分。ただし、株主還元として消却する目的で取得した自己株式を除く）から取得する可能性があります。

(7) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(8) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。なお、信託報酬および信託費用に充てられた後、本信託の終了時に残余が生じた場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および当社取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(9) 本信託の終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本信託の終了時（上記(2)②の信託期間の延長が行われた場合には延長期間の終了時）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|------------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 専門実務家であって当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 2019年8月1日（2022年8月に変更契約を締結予定） |
| ⑧延長後の信託の期間 | 2019年8月1日～2025年8月31日（上記変更による延長後の予定） |
| ⑨議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑩取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪信託金の上限金額 | 1,900百万円（信託報酬および信託費用を含む。） |
| ⑫株式の取得時期 | 2022年8月4日（予定）～2022年8月31日（予定） |
| ⑬株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑭帰属権利者 | 当社 |
| ⑮残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上

この件に関するお問い合わせ先
大東建託（株）経営企画室
塩見、吉田
03（6718）9068